浄化槽法定検査手数料の変更のお知らせ

令和９年４月１日から、浄化槽法定検査手数料が変更となります。

法定検査は、浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを確認するもので、浄化槽を維持管理している方々（浄化槽維持管理者）に対し、法律で受検が義務付けられています。

浄化槽維持管理者におかれましては、**一般社団法人青森県浄化槽検査センター**が行う法定検査を必ず受検してください。

人槽	7条検査 （設置・使用開始後の水質検査） （１回のみ実施）			11条検査 （定期検査） （毎年１回実施）		
	現料金 R9.3.31 まで	新料金 R9.4.1 から	改定額	現料金 R9.3.31 まで	新料金 R9.4.1 から	改定額
1～10	7,500	8,500	+1,000	3,500	5,000	+1,500
11～20	10,000	11,000		6,000	7,000	+1,000
21～100	11,000	12,000		7,000	8,000	
101～300	13,000	14,000		9,000	10,000	
301～500	15,000	16,000		11,000	12,000	
501～2,000	18,000	19,000		14,000	15,000	
2,001～4,000	21,000	22,000		17,000	18,000	
4,001以上	24,000	25,000		20,000	21,000	

（お問い合わせ先）

一般社団法人青森県浄化槽検査センター（電話０１７－７２６－９５００）